令和4年6月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

令和4年6月27日開催

会 議 録

開	催		時	令和 4 年 6 月 2 7 日 (木) 午後 2 時 午後 3 時 1 0 分 閉会
場			所	旭川市教育委員会 会議室
出席者	教及	〔 育 〔び委	長員	教育長 黒蕨 真一, 新騰騰 本田 哲嗣,委 員 滝山 義之 委 員 近藤 美保,委 員 山崎 與吉
	事務局	説明	加	学校教育部長 品田 幸利 社会教育部次長 谷口 敦哉 学校教育部次長 石原 伸広 社会教育部次長 岩崎 昌美学校教育部次長 注並 浩樹 社会教育部次長 吉田 哲也 写校教育部次長 填田 填 博物館長 石原 充浩 水島 担当課長 佐藤 文泰 社会教育課主幹 小島 紀行教育政策課主幹 工藤 秀敏 公民館事業課主幹 伊藤 敦子教育指導課主査 角地 祐輔
		事務職	局員	教育政策課 朝倉 裕幸 同 宮嶋 健吏
傍		聴	者	0人
公開・非公開の別			の別	一部非公開
会 議 次 第		第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市科学館協議会委員の任命について ・議案第2号 旭川市博物館協議会委員の任命について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命に臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) (仮称)いじめ防止条例の制定について (2) 旭川市議会経済文教常任委員会の報告について (3) 旭川市にじめ防止等対策委員会における調査について (4) 令和4年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果について (5) 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の諮問に対する 答申について 6 その他 7 閉会	

			審議内容
発	言	者	発言要旨
			《開会》
教	育	長	ただいまから、令和4年6月定例教育委員会会議を開会いたします。
			《会議録署名委員》
教	育	長	本日の会議録署名委員は,本田委員,山崎委員を指名します。
			《前回会議録》
教	育	長	会議録ですが、令和4年3月定例教育委員会会議(令和4年3月28日 開催)については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容に ついて、御意見はありますか。
各 教	委 育	員 長	
		, ,	ついては,承認することで御異議ありませんか。
各教	委 育	員 長	7,100
各教	委育	員長	
教	育	長	《審議事項》
各教	委 育	員長	議案第1号「旭川市科学館協議会委員の任命について」,議案第2号「旭川市博物館協議会委員の任命について」,報告第1号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」,報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は,その性質上,地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが,いかがですか。異議ありません。「異議なし。」と認め,議案第1号「旭川市科学館協議会委員の任命について」,議案第2号「旭川市博物館協議会委員の任命について」,報告第1号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」,報告第1号「沙校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」

及び報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

《報告事項》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「(仮称)いじめ防止条例の制定について」,報告願います。

真田学校教育部次長

本件につきましては、これまでも、条例の基本的な考え方や構成、制定 に向けた体制、スケジュール等について報告しておりますが、その後の取 組の状況について報告するものです。

条例の構成につきましては、「1 総則」から「5 重大事態への対処」までの5つの章により構成する想定であることを報告しておりましたが、現在、担当課と子育て支援部による協議を毎週実施し、条例の構成の検討や、骨子案の原案の作成を進めているところであり、7月に予定している第2回庁内検討会議における協議を踏まえて骨子案を決定いたします。条例の骨子案につきましては、7月の定例教育委員会会議におきまして、教育委員の皆様に御審議いただきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、現在までおおむね予定どおり進行しており、今後については、6月30日に第1回の条例制定に係る懇話会、7月7日にいじめ防止等連絡協議会、7月26日に生活・学習Actサミットの開催を予定しているところでございます。

懇話会につきましては,3月の定例教育委員会会議において設置目的等を報告したところですが,この度,参加者10名が決定しました。

公募による参加者2名につきましては、広報あさひばし4月号へ公募情報を掲載するなどして参加者を募集した結果、男性3名、女性4名、計7名の応募があったことから、5月24日に選考委員会を開催し、男女各1名を決定いたしました。他の参加者8名につきましては、職能団体から御推薦いただいたところです。

第1回懇話会につきましては、6月30日午後6時から、旭川市子ども総合相談センターにて開催し、条例の基本的な考え方や構成等のほか、令和4年度におけるいじめ対策の強化について参加者に説明し、それらに係る意見交換等を行う予定でございます。第2回懇話会につきましては、7月中旬頃に開催し、条例の骨子案について意見交換等を行い、第3回懇話会につきましては、10月中旬頃に開催し、条例の素案について意見交換等を行う予定でございます。

出席する市職員につきましては、教育委員会と子育て支援部のほか、参加者からの質問が想定される場合には、庁内検討会議の条例制定部会に所属する総合政策部や市民生活部等の関係部局の職員が参加する予定でございます。

教 育 長

報告事項(1)「(仮称)いじめ防止条例の制定について」,御意見,御 質問等はありますか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、報告事項(1)「(仮称)いじめ防止条例の制定について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」、 報告願います。

学校教育部長

令和4年5月25日に経済文教常任委員会が開催されました。

令和2年に教育委員会がオンライン学習用モバイルWi-Fiルータを 導入した件について、2人の委員から質疑があり、自民党・市民会議の高 橋委員から、仕様書を2回変更した経過と理由、A社製品を導入した理由 などについて、日本共産党の能登谷委員から、落札業者以外の者の入札価 格と発注方法、機器の導入に当たっての市内業者への配慮と受注機会の拡大に係る今後の考え方について、質疑がありました。

教 育 長

報告事項(2)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」,御意見,御質問等はありますか。

滝 山 委 貞

国の外交方針や外交政策を阻害し悪影響を及ぼした可能性があるとありますが、これはどういうことですか。

学校教育部長

I T調達に係る国の申合せは、特定メーカーの製品を排除しているわけではないと認識しており、また、国からはA社製品の取扱いについての通知等もありませんが、本市が入札の結果、A社製品を導入したことが、国の外交方針や外交政策を阻害し悪影響を及ぼしたのではないかとの御意見です。

教 育 長

他に御意見,御質問等はありますか。

ありません。

各委員教育長

それでは、報告事項(2)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(4)「令和4年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果 について」、報告願います。

社会教育課主幹

5月4日水曜日,旭川市民文化会館におきまして,旭川市20歳を祝うつどいを,午前10時30分から,午後1時30分から,午後4時30分からの3回に分けて開催いたしました。

教育委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、長時間にわたり 御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年の対象者数は、2,760人であり、当日の参加者数は、午前の部670人、昼の部591人、夕方の部700人、合計1、961人で、参加率としましては71.1%でありました。

令和3年の成人を祝うつどいが52.0%,令和2年の成人を祝うつどいが77.6%,平成31年が73.6%でしたので,令和3年はコロナ禍で1年延期したため少なくなっておりますが,今年度については,例年と比較しますと5ポイント程度少ない結果となりました。

今年は、オープニングとして、北海道旭川永嶺高等学校吹奏楽部にダンス&プレイを披露いただき、実行委員長の挨拶の後、市長挨拶等の式典、 最後にアトラクションとして抽選会を行いました。

入口での検温や、座席を指定してのホール入場などに時間を要したところもありましたが、参加した成人たちは、これらの感染症拡大防止対策に協力し、飲酒による迷惑行為などの大きなトラブルもなく、つつがなく終了することができました。

運営の中心を担った実行委員は、やや緊張している様子も見られましたが、事前の準備、挨拶、司会等それぞれの役割をしっかりと果たしていたと思います。

実行委員は、先日実施した総会となります最後の実行委員会をもって解散しており、新たに令和5年の実行委員を募集しているところでございます。

なお、令和5年のつどいにつきましては、令和4年の参加者に次回以降の開催時期についてアンケートを行った結果、約6割が1月の開催を望んでいることや新型コロナウイルス感染症の猛威が収まりつつあるとともに、イベントの開催についても、大声を発しない場合は人数制限なく実施できる状況になってきているため、令和5年1月8日日曜日の午前11時と午後3時の2回開催とし、地区割を令和元年以前と同様としたいと考えております。つどいの詳細につきましては、改めて報告させていただきます。

報告事項(4)「令和4年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果について」、御意見、御質問等はありますか。

山崎委員

アンケート結果から言いますと、次回の開催は1月の実施で良いと思い

教 育 長

ます。ただし、数年後には状況が変化している可能性もありますので、そ の都度、開催月について検討していただければと思います。

長 他に御意見、御質問等はありますか。

ありません。

長 それでは、報告事項(4)「令和4年旭川市20歳を祝うつどいの開催 結果について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(5)「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の諮問に対する答申について」、報告願います。

谷口社会教育部次長

育

委

育

員

教

各

教

本件につきましては、令和2年度に教育委員会から社会教育委員会議に 諮問し、専門検討会を設置し御審議いだたいておりましたが、5月24日 に社会教育委員会議から答申がありましたので、御報告させていただきま す。

1ページに議長挨拶, 2, 3ページは公民館に関する現状分析と公民館に求められる役割として, 国の動向, 諮問に至る経緯, 公民館の役割が記されております。

4ページは昨年10月に実施しました市民アンケートの結果で、特に参考とした項目の抜粋、5ページは諮問から答申までの経過となっております。

6,7ページが答申の核となる部分で,まず,6から7ページ前半は,専門検討会議の議論によって導き出された7つの視点を整理したもので,社会教育を推進する上で公民館は,教育活動を行う施設としての「場」だけでなく,地域コミュニティや地域課題を解決するための拠点としての「場」であること,そうした「場」を維持し各種取組を推進することのできる人材を確保する必要があること,さらにICTの活用など情報化がもたらす新たな学習の可能性を生かし,市民の多様な学習ニーズに応える「場」である必要があることなど,社会教育行政における公民館の果たすべき役割について述べられております。

7ページ中盤からが、これら7つの視点を踏まえた「IV 答申のまとめ」であります。これまで公民館が果たしてきた役割や利用状況、市民アンケート結果など多角的な視点から、専門検討会における議論のまとめとして、本市における公民館の位置付けについて、社会教育法に基づく施設として維持することが望ましい、そして、市民の学習機会を提供する「場」であるという観点から更にソフト面、機能面に対して充実を図っていくことが重要であるとの結論に達したとされました。

また一方で、施設の老朽化や地域の現状によって、他部局が所管する施設との統合や複合化が必要と判断された場合には、公民館の機能を踏まえた在り方の見直しも必要であると述べられておりますことから、そうした際には地域との十分な協議と、それまでに培われた事業や取組の適切な継承など、社会教育法第20条の公民館の目的に沿った事業展開がなされることに留意しながら社会教育の更なる振興に取り組むよう、答申としてまとめられました。

教 育 長

報告事項(5)「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の諮問に対する答申について」,御意見,御質問等はありますか。

本 田 委 員

ハード面とソフト面で、それぞれ課題があり、特にハード面は老朽化が進んでいると思われます。公民館の役割を維持するため、営利を目的とした使用については、公民館である以上は使用は認めないという原則は崩さないということでしょうか。それとも、使用を認めていくことも検討していくのでしょうか。

谷口社会教育部次長

市内の集会施設としては、地区センター、住民センター、コミュニティセンターでは営利企業の使用を認めており、その際には、利用料金を通常より高く設定しております。ただ、公民館におきましては、現在は営利を目的とする使用を認めておりませんが、実態に応じた使用の承認について、

検討を進めているところでございます。

本 田 委 員

谷口社会教育部次長

公民館という名称も変更していく可能性があるのでしょうか。

この度の社会教育委員会議からの答申にございますように、公民館の位置付けというのは、維持することが望ましいという答申をいただいておりますので、現在のところ、名称変更という踏み込んだ検討には至っておりません。

本 田 委 員

今後検討していくに当たり、使用の承認については、平等性に欠けることがないよう、しっかりと整理しておく必要があると思われます。地域にとって公民館は文化の拠り所となっていると思われますので、是非大事にしていただければ思います。使用に当たりきまりがあるのは当然でありますが、より市民が活用しやすくなるように検討を進めていただければと思います。

教 育 長 員 長 員 長

他に御意見、御質問等はありますか。

ありません。

それでは、報告事項(5)「旭川市公民館の位置付けの見直しに関する 検討の諮問に対する答申について」は、報告を受けたこととします。

《その他》

 他に,何かありますか。

ありません。

ありません。

《秘密会》

教 育 長

ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。

議案第1号「旭川市科学館協議会委員の任命について」,議案第2号「旭川市博物館協議会委員の任命について」,報告第1号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」,報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」,報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」ですが,旭川市教育委員会会議規則のとおり,会議録には概要を記載することとしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員 教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第2号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、会議録には概要を記載することといたします。

<議案第1号「旭川市科学館協議会委員の任命について」>

令和4年7月1日から令和6年6月30日までを任期とする旭川市科学 館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どお りこれを決定した。

<議案第2号「旭川市博物館協議会委員の任命について」>

令和4年7月1日から令和6年6月30日までを任期とする旭川市博物 館協議会委員を任命することについて説明があり,審議の結果,原案どお りこれを決定した。

<報告第1号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」> 令和4年5月14日から令和5年3月31日までを任期とする学校運営 協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、 報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)につ いて!>

令和4年6月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分につい て, 教育長が臨時に代理した旨を報告し, 報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に ついて」>

令和4年5月1日から同月23日付けまでの旭川市教育委員会事務局職 員等の人事異動について,教育長が臨時に代理した旨を報告し,報告のと おり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」> 令和4年5月2日から同月31日付けまでの北海道教育委員会に対し行 った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理し た旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」> 重大事態とした事案に関わり, 旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状 況等について,報告を受けた。

《その他》

教 育 長 委 各 員 務

局

他に,何かありますか。

ありません。

ありません。

教 育 長 それでは、以上で令和4年6月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会》